

平成21年度介護サービス情報調査手数料改正について

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、福島県介護保険法施行条例に規定する介護サービス情報調査手数料が次のように改正され、平成21年7月14日付けで施行(ただし、一部については平成21年8月1日付け施行予定)されましたのでお知らせします。

1 介護サービス情報調査手数料

| サービス類型 | 手数料金額(円) |
|--|----------|
| 訪問介護 + 介護予防訪問介護 + 夜間対応型訪問介護 | 26,000 |
| 訪問入浴介護 + 介護予防訪問入浴介護 | 26,000 |
| 訪問看護 + 介護予防訪問看護 + 指定療養通所介護 | 26,000 |
| 訪問リハビリテーション + 介護予防訪問リハビリテーション | 26,000 |
| 通所介護 + 認知症対応型通所介護 + 介護予防通所介護 + 介護予防認知症対応型通所介護 + 指定療養通所介護 | 26,000 |
| に掲げるサービスと短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合 | 28,000 |
| 通所リハビリテーション + 介護予防通所リハビリテーション + 指定療養通所介護 | 26,000 |
| に掲げるサービスと短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合 | 28,000 |
| 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型)) | 28,000 |
| 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) + 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型)) | 28,000 |
| 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅(外部サービス利用型)) + 地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) + 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅(外部サービス利用型)) | 28,000 |
| 、及び に掲げるサービスと短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合 | 28,000 |
| 福祉用具貸与 + 特定福祉用具販売 + 介護予防福祉用具販売 + 特定介護予防福祉用具販売 | 24,000 |
| 小規模多機能型居宅介護 + 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 20,000 |
| 認知症対応型共同生活介護 + 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 20,000 |
| に掲げるサービスと認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の両方あるいはいずれかと併せて調査する場合(共用型) | 26,000 |
| 居宅介護支援 | 24,000 |
| 介護老人福祉施設 + 短期入所生活介護 + 介護予防短期入所生活介護 + 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 28,000 |
| 介護老人保健施設 + 短期入所療養介護(介護老人保健施設) + 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設) | 28,000 |
| 介護療養型医療施設 + 短期入所療養介護(介護療養型医療施設) + 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設) | 28,000 |

注1 各サービス類型ごとに一体的調査を行い、調査手数料はそれぞれの欄の金額となります。

注2 各サービス類型欄中、下線を付したサービスは、平成21年度から公表対象となったサービスを示します。

注3 手数料金額欄中 の下の 、 、 (の下の を含む)、 の短期入所等の一体的調査及び の短期入所等の一体的調査については平成21年8月1日付け施行予定とし、それ以外については平成21年7月14日付けで施行されました。

2 介護サービス情報公表手数料

各サービス類型ごとに11,000円(改正なし)